

建設工事に係る最低制限価格の見直しについて

令和4年3月

京丹後市総務部入札契約課

1. 目的

適正価格での契約を推進するためダンピング受注や下請業者・労働者へのしわ寄せを防止し、地域の経済と雇用、市民の安心、安全な社会生活を支える建設関連業の健全な発展を促進する観点から、最低制限価格を見直します。

2. 見直しの内容

最低制限価格制度に係る価格算定の基準を引き上げます。

最低制限価格の算定基準
(中央公契連※のモデル式)

現 行		改 正 後	
① 直接工事費の97%		① 直接工事費の97%	
② 共通仮設費の90%		② 共通仮設費の90%	
③ 現場管理費の90%		③ 現場管理費の90%	
④ 一般管理費の <u>55%</u>		④ 一般管理費の <u>68%</u>	
①から④の合計額		①から④の合計額	
設定範囲	75%～92%の範囲内	設定範囲	75%～92%の範囲内

※「中央公契連」：中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央省庁等の公共工事発注部局で構成）の略称

3. 適用開始時期

令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用する。